

一般社団法人日本血栓止血学会 診断基準・治療ガイドライン作成委員会内規

(名 称)

第1条 一般社団法人日本血栓止血学会(以下、本会と称する)定款第7章第2条、及び施行細則第26条に基づき、診断基準・治療ガイドライン作成委員会(以下、本委員会と称する)を要時、設置する。

(目 的)

第2条 本委員会は他学会より涉外担当委員を通して、或いは、本会学術標準化委員会らより、理事会への申請に基づき設置される。本会の責任ある診断基準・治療ガイドライン作成ならびに維持を目的とする。

(役 員)

第3条 本委員会は委員長と副委員長をおく。

第4条 委員長と副委員長は委員の中から理事会により選考される。

(委 員)

第5条 本委員会委員は概ね10名とする。うち申請部会委員は6名以内、部会外委員2名、外部委員2名の構成とする。

第6条 部会委員は申請部会部会長の推薦により、部会員外委員は理事会の推薦により、ともに理事会において承認される。

第7条 外部委員2名は関連学会に理事長が推薦を求め、理事会において承認される。

第8条 委員の任期は当該診断基準・治療ガイドラインの改訂を理事会に申請するまでとする。

(事 業)

第9条 本委員会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 関連する本会の学術標準化委員会、およびCOI委員会に作成協力を要請する。
- 2) 他学会の関連委員会と情報交換を積極的に行う。
- 3) 1)、2)で得られた情報資料を検討し、診断基準・治療ガイド

ラインを作成する。

- 4) 作成した診断基準・治療ガイドラインを理事会に提出する。
- 5) 当該診断基準・治療ガイドラインが理事会で承認後も、引き続き修正・改訂の必要性を検討する。
- 6) 当該診断基準・治療ガイドライン修正ならびに捕捉はその委員会で行い、改訂は新しい委員会の発足を提案する。

(活動経費)

第10条 会計処理は本会の会計処理基準に則る。

(事務局)

第11条 本会事務局は本委員会委員長の下に、役員名簿の整理等、本委員会運営に必要な諸事務を行う。